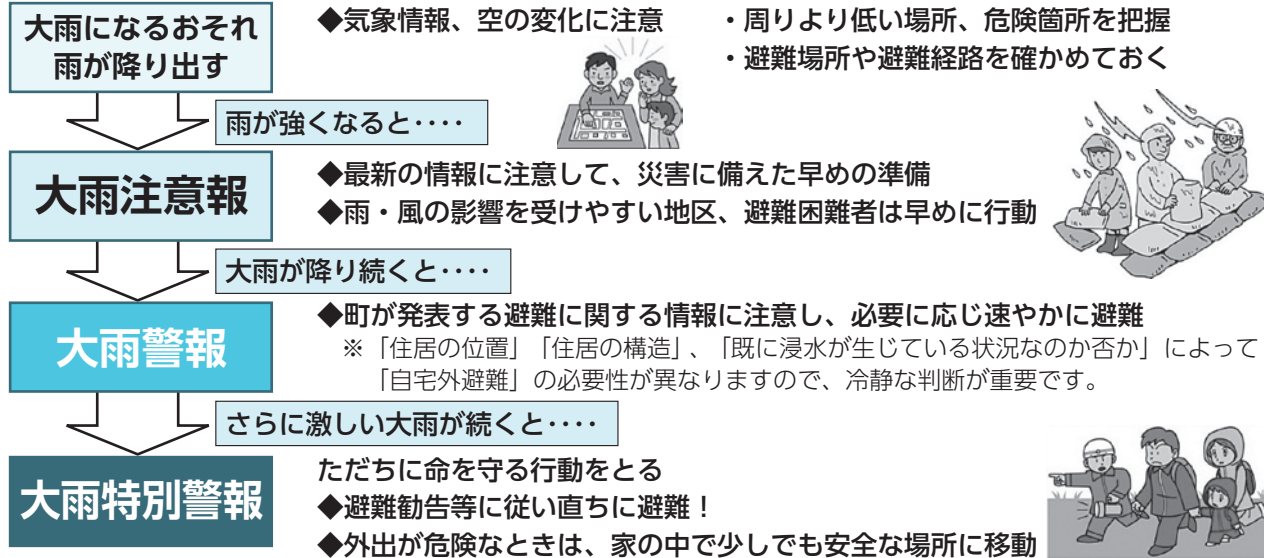


風水害から身を守る！◆日頃の備えと早めの行動◆

梅雨期は大雨による災害が発生しやすい時期です。近年頻発する土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害による被害が増加しています。

強い雨や長雨のときは、気象情報や町の防災行政無線、メール配信情報に注意し、危険箇所には決して近づかないようにし、必要な場合は早めに避難しましょう。



◎雨量気象情報は、下記町ホームページからもご確認いただけます。

URL : <http://www.town.shimosuwa.lg.jp>

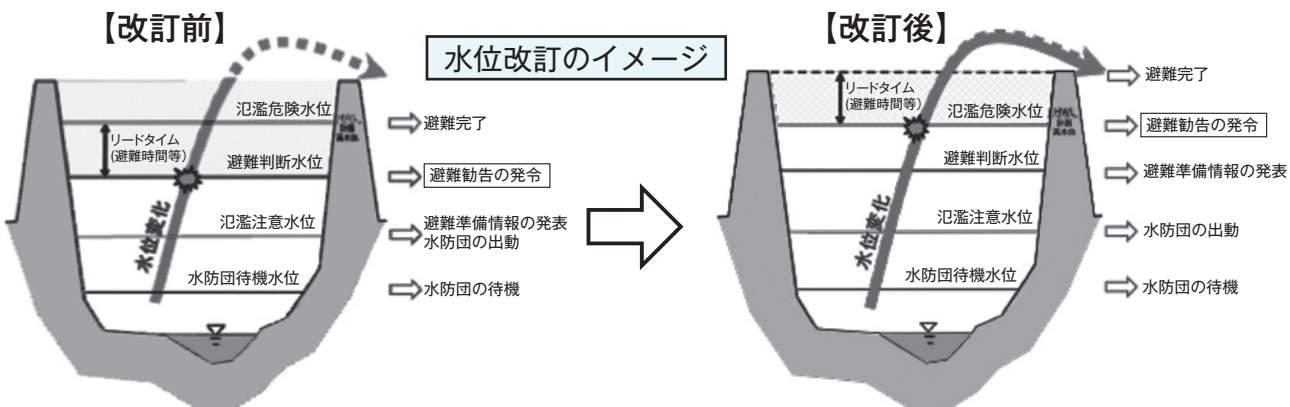
■問い合わせ 下諏訪町 総務課 情報防災係 電話27-1111 (内線261)

砥川の「氾濫危険水位等」が変更されました

平成25年6月の災害対策基本法の改正及び内閣府による「避難勧告等の判断・伝達マニュアルガイドライン」の改定を踏まえ、砥川下流の未整備区間（赤砂橋から鷹の橋間）で氾濫するまでに住民が避難を完了できる水位の計算を行い、避難勧告発令の判断の目安となる氾濫危険水位等の設定を行いました。

河川名	砥川			
水位観測所名	医王渡橋			
関係水防管理団体	下諏訪町			
	改訂前		改訂後	
氾濫危険水位 (m)	1.55	避難完了	1.4	避難勧告の発令
避難判断水位 (m)	1.0	避難勧告の発令	1.1	避難準備情報の発表
氾濫注意水位 (m)	0.85	避難準備情報の発表 水防団の出動	0.8	水防団の出動
水防団待機水位 (m)	0.55	水防団の待機	0.4	水防団の待機
備考	※避難完了は氾濫危険水位到達時		※避難完了は堤防天端高到達時	

表：氾濫危険水位等



■問い合わせ 諏訪建設事務所整備課 電話57-2936

町では、「電柱型(スポンサー付)避難所誘導看板」の設置を推進しています!!

町は、東海地震防災対策強化地域に加え、平成26年3月に、南海トラフ地震防災対策推進地域にも指定されており、糸魚川静岡構造線による地震も含め、大規模な地震の発生が懸念されています。

また、近年は、異常気象により全国各地において、局地的な豪雨や巨大台風等による河川の氾濫や土砂災害等も多く発生しており、町民の方の安心安全を確保するための避難誘導體制の整備は重要な課題となっています。

つきましては、事業所の皆様に電柱取付型避難場所誘導看板(有償)のスポンサー企業になっていただくことにより、地元住民の方々はもとより観光で訪れる方々にも、災害発生時の地域の避難所を周知することで、避難体制の整備推進につながることを期待しています。

なお、看板の配色を下諏訪町の公共サイン事業(地色:茶色)に合わせることで、景観面での統一をはかることにしました。

町民の皆様、また事業所の皆様には、この取り組みにご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

■問い合わせ 下諏訪町 総務課 危機管理室 電話27-1111 (内線260)



新名称決定!!

旧おんばしら
グランドパーク

中山道下諏訪宿高札場「八幡坂高札ひろば」

平成27年3月末に整備が完了し、平成27年4月1日から4月20日まで名称を募集していた旧おんばしらグランドパークについて、平成27年5月7日に名称審査会が開催され、新名称が決定しました。

募集に際しては139名の方から150件の応募をいただき、新名称はその中の3つを組み合わせる形で決定しました。

多くの方のご協力により、すばらしい名称が付けられましたことに感謝を申し上げます。ありがとうございました。



■問い合わせ 下諏訪町 建設水道課 都市整備係 電話27-1111 (内線245)

特別永住者の方へ「特別永住者証明書」への切替はお済みですか？

「外国人登録証明書」(カード)は一定の期間「特別永住者証明書」とみなされていますが、特別永住者証明書とみなされる期間が満了する日までに「特別永住者証明書」の交付申請をしていただく必要があります。

【「外国人登録証明書」が「特別永住者証明書」とみなされる期間】

2012年7月9日時点で16歳未満の方		16歳の誕生日まで
2012年7月9日時点で16歳以上の方	次回確認(切替)申請期間が2015年7月8日までに到来する方	2015年7月8日まで
	次回確認(切替)申請期間が2015年7月8日以降に到来する方	外国人登録証明書の次回確認(切替)申請期間の始期である誕生日まで

【持ち物】

- 顔写真1枚(縦4cm×横3cm)
- パスポート(旅券)*持っている人のみ
- 外国人登録証明書(カード)

【申請できる人】 本人または同居の親族

■問い合わせ

下諏訪町 住民環境課 総合窓口係 電話27-1111 (内線135)

